

緊急セミナー：5月9日(水) PM1時～5時

施行前夜！ネット医療広告 新ガイドライン徹底マスター講座

- ① 審議継続で最終指針は、施行日直前の可能性。医政局との随時ヒアリングにてガイドラインを読み解く（遠藤弁護士） ② ネットパトロールで注意喚起多数の未承認機器、製剤の広告表記や、美容エステ、院内サブリ・化粧品ウェブ広告と薬機法（旧：薬事法）、景表法との法的解釈（茨城弁護士） ③ 無料法務相談タイム（PM4時～5時）

定員50名・受講者のみに講義収録動画（非売品）を開催後に配信します。

会場：TKP品川カンファレンスセンター（JR品川駅 高輪口すぐ）JAAS会員「認定医」資格のための履修単位2単位授与



こんな方にぜひお薦めします

- 1月、2月に類似のセミナー受講された方、限定解除など監視・検測から誤解を生むガイドラインの解釈をしている方
- 医療・歯科の医療機関の医師、ネット広告者はもちろんネット関係各社や、未承認機器、製剤を取り扱う企業関係者、院内サプリメント、化粧品会社にもぜひご参加を「もう修正、準備が間に合わない」という方も、決して遅くありません。最初は、行政行為ではない注意喚起から始まり行政指導、命令そして罰則へと動きます。

「限定解除」がひとり歩き！BeoforeAfter写真と、法第6条の5第1項、施行規則案第1条の9の2号は、項目の解除で内容の制限解除されず!?を解説、質疑応答で明白に 術前・術後の症例写真の掲載における「広告可能事項の限定解除」の要項や、医療法施行規則等の第1条の9の二について、どう解釈し、掲載できるか否か、掲載可での法的な根拠や具体的な掲載事例について解説。遠藤弁護士の「BeoforeAfterの比較写真は原則として認められない。2号規定の中で患者等を誤認させる恐れがない場合の例外項目はあるが、BeoforeAfterの比較写真がこれを満たすことはむずかしい」法的解釈もくわしく論じていただく。**転ばぬ先の杖！取るべき対処法と法令遵守。パトロール監視体制強める未承認製品や美容エステなど関連法規も丁寧に解説、具体的な事例、表現の工夫なども提起する** 茨城弁護士からは、ネットパトロールの活動と具体的な事例と正指導や未承認製品や美容エステなど関連法規と具体的な表現の工夫さらに院内サブリ、化粧品のネット広告表示と掘りどころとなる薬機法、景表法の解釈について講義いただく

5月9日(水) プログラム

- 受付 PM12:30～ TKP品川カンファレンスセンター JR品川駅 高輪口すぐ（詳細地図はお申込時）
- PM1:00～2:30 **緊急セミナー 改正医療法とネット医療広告ガイドラインを読み解く**
「社会保障審議会医療部会で審議継続、最終指針は施行日直前の可能性～医政局との随時ヒアリングにてガイドラインを読み解く」
- ①改正療法と施行規則（省令）のポイントとなる改正事項とその論点
- ②法6条の5第1項、2項の規定/省令第1条の9第2号の条文を深掘りする
- ③BeforeAfter症例写真、体験談などの扱いと例外の際の具体的な掲載事例、表現
- ④注意喚起、是正命令、行政査察、告発、行政処分、罰則についてのアクションテーブル
- ⑤ネット表記に関する具体的な質疑応答

ラーネット総合法律事務所 パートナー弁護士 遠藤 崇史氏

● PM2:30～4:00 **緊急セミナー ネット医療広告と未承認製品、美容エステ、サブリ、化粧品の広告表示と関連法規**
「ネットパトロールの活動と具体的な事例と正指導～未承認製品や美容エステなど関連法規と具体的な表現の工夫、院内サブリ、化粧品のネット広告表示と掘りどころとなる薬機法、景表法の解釈」

- ①監視強まるネットパトロールの現況について
- ②未承認製品の医療広告と表記できない名称、表記できる施術・治療法の表現について
- ③美容エステのBeforeAfterにおける法的縛りとサブリ、化粧品のネット広告について

弁護士法人 ビクト法律事務所 弁護士 茨城 拓矢氏

● PM4:00～5:00 **緊急セミナー 無料法務相談 開設**
ラーネット総合法律事務所 パートナー弁護士 遠藤 崇史氏
弁護士法人 ビクト法律事務所 弁護士 茨城 拓矢氏

JAASアカデミー 経営・法務対策塾 非会員1回受講のみも可

緊急セミナー：5月9日(水) PM 1時 - 5時

施行前夜! ネット医療広告・新ガイドライン徹底マスター講座

JAAS会員「認定医」資格のための履修単位2単位授与

ラーネット総合法律事務所

パートナー弁護士 遠藤 崇史氏

患者への治療説明義務、またたとえば録音機などを活用してリスクヘッジをしながらクレーム回避をする。さらには患者承諾を取り付けるための有効な方法など、患者に訴えられたらどうするか? あるいは訴えられないためのマネージメントは? などなど「増える医療クレームの対処」を判例もとに数々の法務相談をこなしている遠藤弁護士が、医療機関との豊富な弁護相談や時には訴訟において弁護士を務めることも。2017年第8回JAAS東京ライブフォーラムでは、12月施行された「美容医療に課せられた特商法」について、具体的な施行システムの見直しや集患の際の陳文書の妥当性を丁寧な解説で参加者らに授けてきた。

JHMおよびJAASのアドバイザー弁護士として、美容医療に関わるさまざまな法務相談をお願いしている遠藤弁護士に、今回は昨年来、さまざまな推測、憶測が流れている改正医療法によるネット医療広告の対処と法令遵守について、正確な情報と法的な解釈を講義していただく。

若手ではあるが新進気鋭の次代を担う弁護士で、人柄は穏やかであるものの、弁護の場では舌鋒鋭い法論を掲げかける。セミナー終了後、1時間「無料法務相談」も実施。平成10年3月慶応義塾大学法学部法律学科卒業 平成13年1月司法試験第二次試験合格 平成15年10月弁護士登録(第56期) ユアサハラ法律事務所(現所) 平成20年2月任期付公務員(金融証券検査官・専門検査官)として検庁(検事局)入庁 平成22年2月ラーネット総合法律事務所(当事務所)入所 平成29年4月ラーネット総合法律事務所パートナー就任
著作・論文等
「Q&A知財財産トラブル予防・対応の実務」(新日本法規出版株式会社、共著)、「新会社法2014」(第一法規株式会社、共著)、「産業財産権紛争を巡る現状に関する調査研究報告書」(平成17年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書)

弁護士法人 ビクト法律事務所

弁護士 茨城 拓矢氏

ビクト事務所では、紛争が起こった後の裁判での勝利は当然のこと、紛争を起さないための予防、戦略的業務を掲げる。名称の「ビクト」はビクトグラムがイメージングされており、「絵文字」「絵文字」などのビクトグラムが難しい概念を単純でわかりやすい図形で表現するように、法律という難しい事項をビクトグラムのように分かりやすく相談者に伝えていきたいという思いを込めている。

同弁護士法人には6人の弁護士が所属しそれぞれ、美容・健康、IT・EC、歯科医療、介護事業者、税理士、不動産などベネチアリテイをもつ。茨城弁護士は、美容・健康に特化した法務、弁護相談をしており、顧問を引き受ける事業者も多い。今回は、こうしたバックグラウンドを生かしながら、医療広告の一部に加え、未承認製品や院内サブリ、化粧品等の医療機関が行うネット広告の注意点を、関連法規である薬機法、景表法をもとにわかりやすく解説してもらった。遠藤弁護士と共に、講義終了後には「法務相談」も開設していただく。
2006年明治大学卒業 2010年中央大学法科大学修了
2011年お茶の水法律事務所入所 2015年ビクト法律事務所を設立

○ 受講対象

■美容医療クリニック、自由診療を併設する保険診療クリニック、歯科クリニックなどの医師、ネット担当者、アフィリエイト会社、未承認機器、製剤会社、院内およびネット販売サブ、化粧品会社、メディカルエステなど (JAAS会員、JAASアカデミー受講歴者、フォーラム出版社、JHM広告出稿会社およびその他すべて対象)

○ 資格取得

■JAAS会員認定医のための履修単位2単位授与

○ 定員・参加費用

■定員50名/JAAS会員、JAASアカデミー受講歴者、フォーラム出版社、JHM広告出稿会社15,000円(税別)、その他20,000円(税別)

○ 受講者全員に

■参加者全員に当日の「講義収録」の動画(非売品)を開催以降に配信します。

○ 主催

JAASアカデミー
〒104-0041 東京都中央区新富1-8-11-3F
tel 03-6222-3121
URL: <http://www.jaas-academy.com>

○ 後援

JAAS日本アンチエイジング外科学会

昨年夏より厚生労働省委託による「医療等に係るウェブサイトの監視体制強化事業」いわゆる医療機関ネットパトロールが本格的にスタートした。こうした動きには、昨年の通常国会で医療法等の一部を改正する法律(平成29年法律第57号)が通常国会で成立し、医療機関のウェブサイト等においても他の広告媒体と同様に規制を行うとした背景があることは周知のとおりだ。ネットパトロールの強化事業受託先である一般社団法人 日本消費者協会からは医療広告ガイドラインに抵触していると疑われるウェブサイト運営する医療機関に対して、封書や電話による注意喚起が始まっている。1月18日現在、審査件数は730、不適切広告85、通知件数は100を超えている。なかでもリスティング広告などのリンク先として使用されているページで医療品医療機器等の承認又は認証を受けていない機器による治療法が掲載されているケースで指摘が入る施設が複数見受けられ、ピフォーアフター写真の加工修正など悪質なクリニックにも注意喚起が促されている。そんな中、今年2018年1月24日には厚生労働省医政局において「第8回医療情報の提供内容等に関する検討会」(以下 検討会)が実施され、ホームページを含む医療広告の指針(ガイドライン)が厚生労働省のウェブサイトにて公開された。そもそも医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に関する広告(以下「医療に関する広告」という)は、患者等の利用者保護の観点から医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という)その他の規定により制限されてきたところであるが、その中でも医療機関のウェブサイトについては、原則として規制対象とせず「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針(医療機関ホームページガイドライン)について」(平成24年9月28日付け医政発 2928第1号厚生労働省医政局長通知)によって、学会等の関係団体等による自主的な取組を促してきた。しかし、周知のとおり国民生活センター等へ美容医療に関連する消費者からの相談件数が増加する中で、消費者委員会によって医療機関のウェブサイトに対する法的規制が必要である旨の建議(美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議(消費者委員会平成27年7月7日))が新たに追加され、これを踏まえ、昨年平成29年の通常国会においても医療法等の一部を改正する法律が成立し、医療機関のウェブサイト等においても他の広告媒体と同様に規制を行い、虚偽・誇大広告等を禁止し是正命令・罰則の対象とするなどが確定した。

医療広告規制の対象者としては、法第6条の5第1項により医師若しくは歯科医師又は病院若しくは診療所全てが対象となる。さらにマスコム、広告代理店。いわゆるアフェリエイター、患者も対象、何人も広告規制の対象となると記載されている。つまり、医師が個人で行うブログやSNS、さらに口コミサイトや体験談記事なども広告規制の対象となる。また禁止される広告の基本的な考え方としては、法第6条の5第1項の規定により、①比較優良広告 ②誇大広告 ③公序良俗に反する内容の広告 ④患者その他の者の主観又は伝聞に基づく体験談の広告 ⑤治療等の内容又は効果について患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等(ピフォーアフター写真の掲載)の広告の5項目が対象とされているが、法第6条の5第3項の規定から、規則第1条の9の2に規定する要件を満たせば、広告可能事項の限定を解除して他の事項を広告できる(広告可能事項の限定解除)としている。ちなみに、本紙JHMの公式サイト「Doctor's Labo」では新聞報道記事の転載ページ欄としてドクターインタビューや症例報告記事を随時、配信しており、報道記事扱いとしているため広告の対象とはならない。しかしながら、弊紙はじめ雑誌などの紹介記事や特集ページをクリニックのウ

ェブサイトに転載することは医療広告の範ちゅうに入りNGとなるため注意が必要だ。

医師個人のブログはどうなるか?
その書き込み方の妥当性、正当性?
術前・術後写真NGでも、
例外のケースではどのような記述をすべきか?
などを弁護士の講師陣が徹底検証する

しかし、当初予想されたガイドライン作成のタイムテーブルそして、法解釈に相違が出始めている。

改正医療法の施行に向けた一連の医療に関するガイドラインを含む省令案は、同省の社会保障審議会医療部会が了承し、同省から3月末までに省令、告示、新ガイドラインを発出して6月1日から施行するタイムスケジュールで動く。しかしそのスケジュールに待ったがかかった。とりわけ美容医療にとって関心の高い術前・術後の症例写真の掲載における「広告可能事項の限定解除」の要項や、医療法施行規則等の省令改正にあたり第一条の九の二について、どう解釈し、掲載できるか否か、あるいは掲載されるケースでの法的な根拠や具体的な掲載事例などより詳細な議論が交わされる公算が大きい。議論によっては施行日6月1日施行日直前での最終ガイドライン発表になる可能性も高い。内容で最も焦点となるのが、禁止される広告の基本的な考え方として法第6条の5第1項の規定で、第3項で広告可能事項が「限定」列挙されている項目以外の事項を広告に記載することはできない。しかしこの「限定」を解除して列挙されていない項目についても広告に記載できるようにする「広告可能事項の限定解除」によって、新たな広告可能事項が認められることになる。しかし「解除が認められるのはその要件である①～④(患者が容易に照会できるような情報を表示、問い合わせを記載、自由診療が必要とされる治療内容、費用の情報、自由診療に関わる主なリスク、副作用情報)の項目いずれも満たした場合だが、それは項目だけで内容の制限については解除されない」という。つまり、⑤治療等の内容又は効果について患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等(ピフォーアフター写真の掲載)の広告は当然適用されることになる。また改正医療法に伴う施行規則(省令案)の第1条の9の2号については「治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させる恐れがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならない」とあり、限定解除によっても、その制限は受け続けることになる。「BeforeAfterの比較写真はもちろんのこと、治療前又は治療後の写真すら広告に利用することは原則として認められない。2号規定の中で患者等を誤認させる恐れがない場合の例外項目はあるが、BeforeAfterの比較写真がこれを満たすことはむずかしい」と、遠藤弁護士は、こうしたことから、術前後の症例写真と限定解除とは関係性はないとしたうえで、掲載は原則として不可ではあるが、例外として認められる可能性も全くないとは言えないと話す。真相は最終ガイドラインの決定を待たなければならない。最終案が出るまで、同弁護士はさらに同省医政局へヒアリングは続くことになっており、緊急セミナーではさらに明白な解説がされる見込みだ。またセミナーでは、薬機法、景表法についてもネット規制で深く関わるため、そのスペシャリストとして弁護士をお招きしている。

2018年 JAASアカデミーLive Surgery and Therapy Training Course

- First Study :
 - ◎ 1月27日(土) 28日(日) DRバクの新・非開閉咬筋縮痛ソウルライブ(終了)
 - ◎ 2月18日(日) 眼科・歯科美容形成術 フェットメイク・小顔形成・歯きり矯正術(終了)
 - ◎ 2月25日(日) DR田中DR Younの明日からできるスレッドテクニック(終了)
 - ◎ 3月24日(土) 25日(日) Dr Namの糸を使わない超3重重瞼術ソウルライブ講習会(終了)
 - ◎ 4月15日(日) 歯科アンチエイジング美容塾 第3期第2回 ヒアルロン酸注入ライブ
- Second Study :
 - ◎ 5月 9日(水) 緊急セミナー ネット医療広告・新ガイドライン徹底マスター講座
 - ◎ 6月17日(日) 日韓共演 東京ライブ 新・Non Incisional Surgery 非開閉形成術 小顔形成いびき矯正 フェットメイク 糸を使わない重瞼術
 - ◎ 6月24日(土) 第4回JAAS春季公開ライブ 日韓仏英ソウルフォーラム
 - ◎ 7月 1日(日) Dr榎崎 Dr鎌倉の上下眼瞼形成術ライブ講習会
 - ◎ 7月21日(土) 22日(日) 第20回JAAS解剖・執刀トレーニング ソウル・カトリック医大2日間徹底トレーニング
 - ◎ 8月26日(日) 第2回名古屋ライブ講習会 Dr水野Dr榎崎の上下眼瞼形成術ライブ講習会
- Third Study :
 - ◎ 9月(予定) ヒアルロン酸、その他フィラーによる豊胸、鼻、輪郭矯正ライブ講習会
 - ◎ 9月 歯科アンチエイジング美容塾 第3期第4回
 - ◎ 10月(予定) アンダー30'sのための美容形成術 入門ライブ講習会
 - ◎ 11月10日(土) 11日(日) 第9回JAAS東京ライブフォーラム in Shinagawa
 - ◎ 11月12日(月) スペシャルシンポジウム 美容医療と性別適合手術 日・タイ医師による手術、症例発表と手術動画放映
 - ◎ 11月16日(金)～19日(月) 第21回JAAS解剖・執刀トレーニング 医科・歯科合同 タイバンコク チュラロンコン大 美容外科解剖&ベトナムホーチミンクリニック視察

このほか、10月～12月にかけて2回程度のライブ講習会を予定しています。
*過去のライブ講習会、ライブフォーラム(2007年～2017年)のレポートはJAAS公式サイト(<http://www.jaas-online.com/>)のアーカイブに掲載中です。

参加登録《お申込書》 JAAS事務局 FAX 03-6222-3125

お申込者には御請求書を発行・事前登録制のため、お早めのご入金をお願いいたします。

お名前	電話
病院・施設名	FAX
ご住所	
<p>■ 5月9日(水) 限定50名</p> <p>JAAS会員・JAASアカデミー受講歴者 フォーラム出版社・JHM広告出稿会社</p>	15,000円(税別) × 名 = 円
<p>※お申込後・ご入金後のキャンセルは、ご遠慮ください。</p>	<p>その他 20,000円(税別) × 名 = 円</p>